

福島県スキー連盟規約

(第1章 総 則)

〈名 称〉

第1条 本連盟は、全日本スキー連盟の加盟団体であって、福島県スキー連盟と称する。

〈事 務 局〉

第2条 本連盟の事務局は会長の指定する場所に置く。

〈組 織〉

第3条 本連盟は、県内のスキー団体をもって組織する。

〈目 的〉

第4条 本連盟は組織団体の緊密なる連携により、県内におけるスキー競技の促進とスキー技術の発展を期し、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

〈事 業〉

第5条 前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 各種競技会、講習会、検定会の主催・主管または後援
- (2) 各種競技会への選手の推薦・派遣
- (3) 各スキー団体の強化への協力
- (4) 審判員の養成並びに審判技術の研究
- (5) スキー場の整備に対する指導助言
- (6) 傷害事故防止対策
- (7) その他、本連盟の目的達成のために必要な事項

(第2章 会 計)

〈会 計〉

第6条 本連盟の経費は、事業収入、補助金及び寄付金並びに次の各号による加入金、団体登録料、会員登録料及びその他の収入をもって充てる。

(1)	加入金	1団体	20,000円
(2)	団体登録料	30名以下	30,000円
		31名～50名	40,000円
		51名～80名	50,000円
		81名～100名	60,000円
		101名～150名	70,000円
		151以上	80,000円
		高体連	40,000円
		中体連	40,000円
(3)	会員登録料	一般	6,000円
		大学生	6,000円
		高校生	2,000円
		中学生以下	1,000円

〈会計年度〉

第7条 本連盟の会計年度は7月1日より始まり翌年6月30日に終わる。

(第3章 所 属 団 体)

〈所属団体〉

第8条 次に掲げる団体で登録予定者5名以上からなり、本連盟の趣旨に賛同するものは、理事会の承認を得て加入金を納入し、所属団体となることができる。

〈資格喪失〉

第9条 所属団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退

(2) 所属団体の解散

(3) 除名

〈脱退〉

第10条 所属団体が脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を会長に提出しなければならない。

〈除名〉

第11条 所属団体が次の一つに該当するときは、理事会の議決を得て会長がこれを除名することができる。

(1) 本連盟の所属団体としての義務に違反したとき

(2) 本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に違反する行為のあったとき

(3) 理由なく負担金等を滞納したとき

〈負担金〉

第12条 所属団体は毎年11月末日までに第6条に定める負担金を登録料と同時に納入しなければならない。

(第4章 評議員、役員等)

〈評議員会〉

第13条 評議員会は各所属団体で登録人員101名以上の団体から3名、51～100名までの団体から2名、50名以下の団体から1名を選出する評議員をもって構成する。

2 評議員会に付議する事項は次のとおりとする。

(1) 規約の改正

(2) 事業の計画と報告

(3) 予算及び決算

(4) 役員を選出

(5) その他重要事項

〈役員〉

第14条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長各本部担当・中体連・高体連	5名
理事長	1名	副理事長	3名
理事	若干名	各本部副本部長	1名
		監事	若干名
		事務局員	若干名

〈名誉会長、顧問、参与〉

第15条 本連盟は必要に応じ、評議員会の推薦により、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

〈選出方法〉

第16条 会長、副会長、理事、監事は役員選考委員会が候補者を選考し、理事会の承認を経て、評議員会の議決により選出する。

2 役員選考委員会は、改選前の理事長・副理事長3名（各本部長）・監事1名・評議員代表者4名（各地区より1名ずつ）をもって構成する。評議員代表者は改選前年度の評議員会で予め選出する。委員長は理事長とする。また、選考委員が委員会に欠席する場合はそれぞれ必ず代理者を出席させる。（本部長にあつては副本部長、監事の場合は監事、地区評議員では同一地区評議員から代理者を選ぶ）。なお、会長は選考委員会の求めに応じ意見を述べることができる。

会長および副会長： 所属団体は選考委員会に会長候補者を推薦するが、候補者は副会長、理事長または本部長経験者を原則とする。副会長候補者は各本部および高体連・中体連からそれぞれ1名を選考委員会に推薦する。なお、初任の会長・副会長候補者は被推薦時満70歳、再任時では満78歳を超えないものとする。

本部推薦理事： 各本部は各本部の本部長予定者1名、副本部長予定者1名に加え各2名ずつを理事として選考委員会に推薦する。この他、各本部のSAJ専門委員については1名ずつを理事として推薦できる。また、競技本部では、高体連・中体連より各1名の理事推薦を受ける。

地区推薦理事： 所属団体は地区推薦理事として理事候補者を選考委員会に推薦する。各地区の理事定数は、県北地区2名、県中南地区1名、会津地区3名、浜通り地区1名とする。

会長推薦理事： 会長は理事長候補者を含め5名以内の理事を評議員会に推薦できる。

監事： 所属団体が選考委員会に推薦する。

なお、役員の選考にあつては、有識者、若い方や女性を優先する。

3 役員の推薦にあつては、推薦書と本人の承諾書を選考委員会開催日までに事務局に提出する。選考委員会はこれら候補者を含めて役員選考にあたる。

〈任 務 等〉

第17条 会長は本連盟を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長は予め副会長の中から代理人を決めて事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は本連盟の業務内容及び会計を監査し、理事会、評議員会に報告する。

第18条 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選により選出し、会務を執行する。

副理事は各本部長とし、理事長、副理事長を除く常任理事は副本部長とする。

第19条 理事長は理事会を代表する。

第20条 副理事長は理事長を補佐し、理事長は予め副理事長の中から代理人を決めて事故あるときはその職務を代理する。

第21条 専門部は総務本部、競技本部、教育本部の3部制とする。

総務本部を除く競技・教育本部の各部長は各部委員会の互選により、推薦し、理事会に諮り会長がこれを委嘱する。

〈任 期〉

第22条 評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

役員に欠員が生じたときは理事会にて補選できる。その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(第5章 会 議)

第23条 本連盟の会議は評議員会、常任理事会、理事会、専門部会とする。

第24条 評議員会は本連盟の最高決議機関で年1回以上会長が招集し、評議員の過半数の出席により成立する。

第25条 常任理事会は必要に応じ会長が招集する。常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長（各部長）で構成する。

第26条 理事会は本連盟の執行機関で必要に応じ、会長が招集する。

第27条 専門部の会議は必要に応じ本部長が招集する。

第28条 会議は全て、出席者の過半数の同意を得て決定する。

(第6章 細 則)

〈細 則〉

第29条 本規約の執行については別記連盟組織図のほか、必要な細則は理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

本規約の施行は昭和63年8月7日とする。

昭和21年10月4日制定の規約は廃止する。

移行措置

旧規約により存在する専門部委員会等は、新規約により理事会に推薦されたものとみなす。

※規約一部改正	平成元年8月6日	
〃	平成3年8月4日	
〃	平成5年8月21日	
〃	平成7年8月20日	
〃	平成10年8月30日	(組織図)
〃	平成11年8月29日	(組織図)
〃	平成12年8月6日	
〃	平成17年8月7日	(組織図)
〃	平成23年8月21日	
〃	平成25年8月18日	
〃	平成27年8月9日	
〃	平成28年8月7日	
〃	平成30年8月5日	
〃	令和元年8月4日	(組織図)
〃	令和3年8月22日	